二　法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための西日本の地域の地域社会との連絡調整に関すること。

三　地方協力局の所掌事務に係る地域社会との連絡調整に関する事務で西日本の地域に係るものの総括に関すること。

2　前項に規定する西日本の地域は、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

3　防衛大臣は、第一項に規定する西日本の地域に関し、特に必要があると認めるときは、防衛省令で前項の地域の特例を定めることができる。

（沖縄協力課の所掌事務）

第四十五条　沖縄協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について沖縄県の区域の地域社会の理解及び協力を確保するための施策の企画及び立案に関すること。

二　法第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地域社会の理解及び協力を確保するための沖縄県の区域の地域社会との連絡調整に関すること。

三　地方協力局の所掌事務に係る地域社会との連絡調整に関する事務で沖縄県の区域に係るものの総括に関すること。

第四十六条（見出しを含む。）中「施設管理課」を「環境政策課」に改め、同条中第五号を第七号とし、同条第四号中「措置」の下に「（防衛施設周辺環境整備法第六条第一項の規定による指定に関することを除く。）」を加え、「（防音対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条第三号中「周辺環境整備課」を「地域社会協力総括課」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「大臣官房、整備計画局、周辺環境整備課、補償課及び提供施設課」を「整備計画局、総務課、地域社会協力総括課及び在日米軍協力課」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号中「周辺環境整備課及び補償課」を「地域社会協力総括課及び在日米軍協力課」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　防衛省の所掌事務に係る環境の保全に関する事務の総括に関すること。

第四十七条を次のように改める。

（在日米軍協力課の所掌事務）

第四十七条　在日米軍協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　在日米軍に関する事項で地方協力局の所掌に係るものについての企画及び立案に関すること。

二　地方協力局の所掌事務に係る在日米軍との連絡調整に関すること。

三　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項の規定による対象防衛関係施設及び対象防衛関係施設の敷地又は区域の指定並びに同条第二項の規定による対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の指定のうち合衆国軍協定第二条第一項の施設及び区域に係るものに関すること。

四　自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

五　漁船操業制限法第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

六　防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び特別損失補償法第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。

七　米軍等行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。

八　合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。

九　合衆国軍協定第十八条第五項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあっせんその他必要な援助に関すること。

十　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の規定による給付金に関すること。

十一　自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。

十二　自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償に関すること（地域社会協力総括課の所掌に属するものを除く。）。

十三　駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における損失の補償に関すること。

十四　駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事に関すること（整備計画局の所掌に属するものを除く。）。

十五　自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。

十六　駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

十七　駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

第四十九条及び第五十条を次のように改める。

第四十九条及び第五十条　削除

附則第三項中「附則第九項」を「附則第十三項」に改める。

附則第九項を次のように改める。

（地方協力局総務課の所掌事務の特例）

9　地方協力局総務課は、第四十一条各号に掲げる事務のほか、令和九年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。

二　再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。

三　再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。

四　再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附則第十項の見出し中「周辺環境整備課」を「地域社会協力総括課」に改め、同項中「周辺環境整備課」を「地域社会協力総括課」に、「第四十三条各号」を「第四十二条各号」に改める。

附則中第十四項を第十五項とし、第十三項を削り、第十二項を第十四項とする。

附則第十一項（見出しを含む。）中「施設管理課」を「環境政策課」に改め、同項の表令和四年三月三十一日までの間の項中「周辺環境整備課」を「地域社会協力総括課」に改め、同項を附則第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

（地方協力局在日米軍協力課の所掌事務の特例）

13　地方協力局在日米軍協力課は、第四十七条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。